

- 第162回国会参議院本会議 郵政民営化関連 6 法案 竹中郵政民営化担当大臣趣旨説明  
(平成17年 7 月13日)
- 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会 郵政民営化関連 6 法案 竹中郵政  
民営化担当大臣提案理由説明 (平成17年 7 月14日)
- 郵政民営化に関する世論調査結果 (平成17年 7 月26日現在)
- 第162回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会 郵政民営化関連 6 法案に対する附  
帯決議 (平成17年 8 月 5 日)
- 自民党「政権公約2005」(平成17年 9 月衆院選) 抜粋
- 公明党「マニフェスト2005」(平成17年 9 月衆院選) 抜粋
- 民主党「民主党政権公約マニフェスト」(平成17年 9 月衆院選) 抜粋
- 第163回国会小泉内閣総理大臣所信表明演説 (平成17年 9 月26日) 抜粋
- 第163回国会衆議院本会議 郵政民営化関連 6 法案 竹中郵政民営化担当大臣趣旨説明  
(平成17年10月 6 日)
- 第163回国会衆議院郵政民営化に関する特別委員会 郵政民営化関連 6 法案 竹中郵政  
民営化担当大臣提案理由説明 (平成17年10月 6 日)
- 郵政改革法案 (平成17年10月 3 日民主党提出)
- 第163回国会参議院本会議 郵政民営化関連 6 法案 竹中郵政民営化担当大臣趣旨説明  
(平成17年10月12日)
- 第163回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会 郵政民営化関連 6 法案 竹中郵政  
民営化担当大臣提案理由説明 (平成17年10月12日)
- 第163回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会 郵政民営化関連 6 法案に対する附  
帯決議 (平成17年10月14日)
- 郵政民営化法
- 日本郵政株式会社法
- 郵便事業株式会社法
- 郵便局株式会社法
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法
- 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- 基本計画 (平成18年 1 月25日郵政民営化推進本部決定)
- 「郵政事業の現状データ」

## 郵政民営化ハンドブック

平成18年 9 月15日 発行

編集 郵政民営化研究会

発行 株式会社 ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座 7-4-12 (〒104-0061)  
本部 東京都杉並区荻窪 4-30-16 (〒167-8088)  
電話 編集 03-5349-6612  
営業 03-5349-6666

URL : <http://www.gyosei.co.jp>

(検印省略)

※乱丁、落丁本はおとりかえします。  
©2006 Printed in Japan

印刷 ぎょうせいデジタル株

ISBN4-324-07944-7  
(5107050-00-000)

[略号：郵政民営]

とする郵便物である。

## Q 205 第4種郵便物のうち盲人用郵便物は現在無料となっているが維持されるのか。その他の第4種郵便物はどうか。

**A** 現在、第4種郵便物の料金は、「同一重量の第1種郵便物の料金の額より低いものであること」等の適合条件の下で総務大臣の認可を受けた料金の金額に基づいて公社が提供しており、民営化後においても同様の仕組みで料金設定が行われることとなる。したがって、民営化後も、総務大臣が、それぞれの政策的な必要性、経営努力を前提とした郵便事業会社の経営状況等も勘案し、適切に判断していくこととなるが、郵便事業会社においても、第4種郵便物が社会経済的に果たしている役割の重要性、企業の社会貢献の重要性等を踏まえ、引き続き、適切な対応をとることが期待されている。また、現在、郵便事業は黒字を維持していること等から、当面、第4種郵便物の料金の値上げが行われるようなことは想定していない。

なお、現在、無料となっている盲人用郵便物の料金水準については、総務大臣の第四種郵便物の料金の認可という公的な関与を通じ、政策的見地から適切に判断されることになるが、盲人用郵便物が社会的に果たしている役割の重要性や、世界的にも無料で提供している例が多いこと等を勘案すると、郵便事業会社においても、無料という現行料金水準が維持されるよう、引き続き適切な対応をとられることが期待されている。なお、盲人用郵便物については、郵便事業からの収益によってサービス水準を著しく低下させることなくこれを維持することが困難な場合には、基金からの社会貢献資金の交付を受けることができる対象となると考えられる。

(注) 第4種郵便物は、①通信教育用、②盲人用の点字・録音物等、③植物種子、④学術刊行物等を対象とするものである。

## Q 206 郵便事業会社による郵便事業の独占は独占禁止法違反ではないか。郵便事業を他の民間事業者に開放すべきではないか。

**A** 独占禁止法は、市場の競争を実質的に制限する等一定の行為類型を主に規制対象としており、郵便事業の独占規定があることをもって直ちに同法に抵触するものではない。

民営化後、郵便法では「郵便事業会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業としてはならない」とされるが、これは、「郵便」とはユニバーサルサービスとして郵便事業会社が義務づけられて行う事業を指し、他の事業者が「郵便」という名称をもって「郵便」と同様の事業を行うことを禁止するという規定であり、いわば、「郵便」という名称を独占しているにすぎない。民間事業者においては郵便事業と同様の事業（信書便事業）を行うことができ、また、実際にも信書便事業者が参入するなどその実態はすでに開放されている状態にあり、郵便事業会社が「郵便」の名称を独占すること自体には特段の問題はないも

のと考えている。

(注) 郵便事業は、信書その他の物品の送達を行う事業であるが、このうち、①信書以外の物品の送達については、従来から民間宅配便事業者が行ってきている。②信書の送達については、公社発足の際（平成15年4月）に、民間事業者による信書の送達に関する法律により、一定の条件を付した許可制の下での民間事業者の全面参入が認められており、参入許可を受けた民間事業者は郵便事業会社による信書送達の独占規定の適用除外となるという仕組みとなっている。これにより、特定信書便事業に100社を超える民間事業者が参入している。

## Q 207 郵便業務に携わる者にスト権が与えられるのか。与えられるとした場合、国民生活に影響が大きく問題ではないか。

**A** 郵便事業は、労働関係調整法において「公益事業」とされていることから、郵便事業会社等の職員は、郵便の業務について争議行為をする場合には、少なくともその10日前までに労働委員会と、厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。また、緊急調整により50日間争議行為を禁じられることがあるなど、一般の事業とは異なる特別の規制を受ける。また、労働争議の調停については、優先的に処理される。このため、郵便事業会社等については、突然の争議行為による混乱が生じるおそれはなく、仮に争議行為が避けられない状態となった場合でも事前準備が可能である。したがって、争議行為下における特別送達、内容証明についても、適切な処理体制を整備し、当日現に必要な処理能力を確保するという対応が採られることになるものと考えられる。

(注) 附帯決議では、「民営化後においても良好な労使関係の維持に努めるとともに、万一、労働争議が発生した場合にも特別送達等の公的サービスはしっかり担保されるよう、万全の体制を構築すること」とされる。

## Q 208 採算性に関する試算において、郵便事業で業務の効率化により300億円の利益が計上されているが、どういう根拠によるのか。民営化により労働強化が行われることが前提なのではないか。

**A** 現在、公社では集配関連業務において、トヨタ生産方式を応用した業務改善手法であるJPS（JAPAN POST SYSTEM）という取組みを平成15年1月より試行し、平成15年度には全国14のモデル郵便局において展開し、平成16年4月からは全国約1,000局で推進するというように順次拡大している。このJPS導入による平成16年度の目標が生産性向上10%とされていたことから、採算性に関する試算においても、JPSが順次集配局4,800局に展開され、生産性が10%程度向上するという前提で、経費削減効果として利益が300億円と試算されているものである。